

中央会館「銀座ブロッサム」における婚礼機能等の廃止について

👉 結婚式利用による式場等の稼働が低いことから、婚礼機能を廃止する。

内容

1 結婚式場の稼働状況

婚礼ニーズの多様化等に伴い、結婚式場の稼働状況は以下のとおり低下している。

年度	件数	利用率
R6	0	0.0%
R5	1	0.1%
R4	6	0.7%

※東京ロケーションボックスの撮影での利用件数を除く。

2 婚礼機能等の廃止

近年の利用率の低下に鑑み、婚礼機能を廃止する。

また、婚礼機能と関連が深い同フロア(6階)の集会室機能も利用率が低い(過去3年平均0.6%)ことから、併せて廃止することとし、6階フロアについては、区役所本庁舎会議室の稼働率が高く利用に支障が生じているため、当面の間、区役所会議室として活用していく。

3 廃止年月日

令和8年3月31日(火)

4 改正を要する条例等

中央区立中央会館条例(昭和48年10月1日条例第21号)

中央区立中央会館条例施行規則(昭和48年11月30日規則第34号)

※主な改正内容は以下のとおり

- (1) 結婚式場・披露宴会場としての集会室の使用を廃止
- (2) 6階集会室2室(アイビー・ライラック)の廃止
- (3) 利用申込書等様式の一部改正

5 周知方法

区のおしらせ、ホームページ及び施設での掲示などにより周知する。